

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の終了認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 森林法第百八十九条の揭示……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(二件)……………(主税局課税部課税指導課)……………三
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………三
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

告示

●東京都告示第千六百十二号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の二十第一項の規定に基づき南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月十日
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の氏名又は名称
 スターツコーポレーション株式会社及び一般財団法人首都圏不燃建築公社
- 二 事業施行期間
 平成二十四年一月十二日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 施行地区
 江戸川区南小岩七丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日
 南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業
 平成二十四年一月十二日
- 五 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日
 平成二十七年十一月十日

●東京都告示第千六百十三号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類
 指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十七年十月二十三日
 小金井市中町二丁目三十八番三、同番四、同番九、同番十、同番十二、同番十五及び同番十七の各一部

延長 三・三六
 幅員 四・〇〇

平成二十七年十一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類
 指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十七年十月十四日
 西東京市北町四丁目千十五番一及び同番三十二から同幅員

変更に係る道路の種類
 変更年月日

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十七年十月十四日
 西東京市北町四丁目千十五番一及び同番三十二から同幅員

●東京都告示第千六百十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百二十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町三丁目地内)

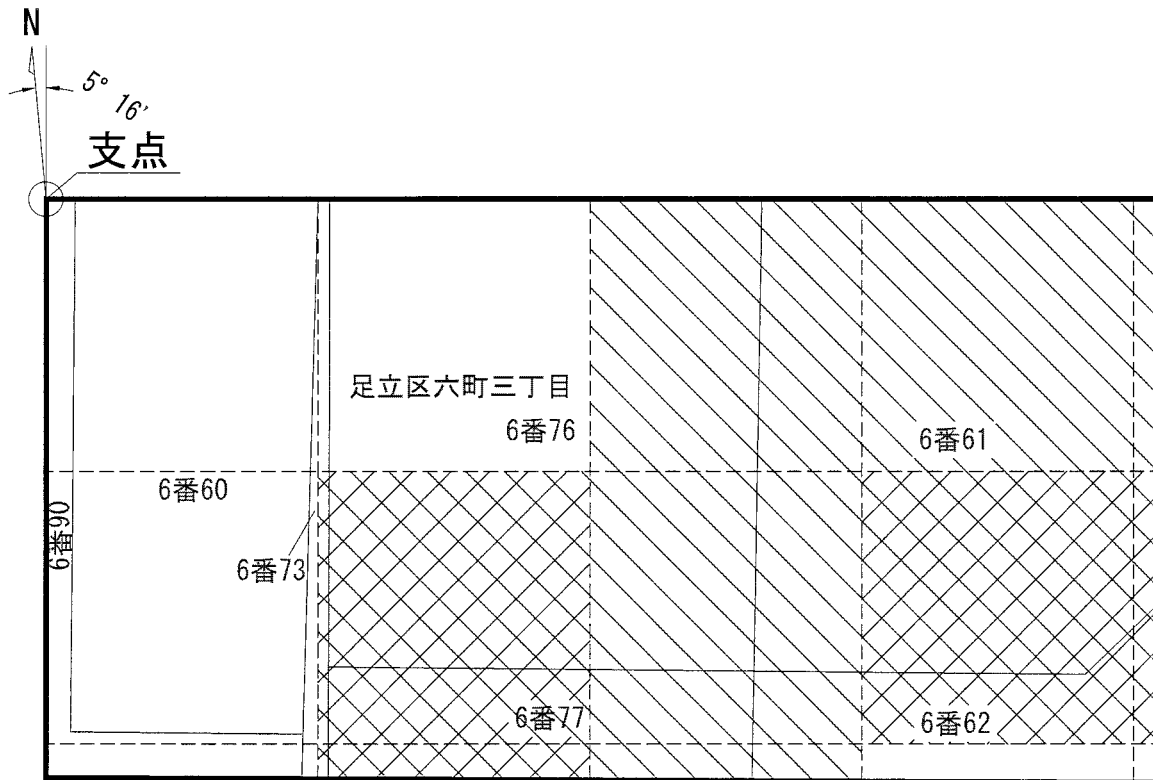
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

番三十四の各

八・〇〇
五・〇〇

別図



〈支点〉
 支点は、足立区六町三丁目6番90の最北端とする。
 〈格子の回転角度:5度16分〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

〈凡例〉
 - - - 単位区画線
 ——— 筆境界線
 ——— 調査対象地
 [Cross-hatch] 指定を解除する区域
 [Diagonal lines] 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 保安林の所在場所等

| | | |
|----------------------|--------------|---------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 所在が不明な通知の相手方 | 掲示場所 |
| あきる野市切欠一八五六番 | 小磯静夫 | あきる野市役所 |

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千三百九号のとおり。

一 保安林の所在場所等

| | | |
|----------------------|--------------|--------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 所在が不明な通知の相手方 | 掲示場所 |
| 八王子市下恩方町一三三〇番一及び二、一三 | 大野和洋 大野弘義 | 八王子市役所 |

三一番、一三三五番一及び二、一三三六番一、三及び四
馬場往雄
塩田健
田中直美

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千二百五十一号のとおり。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十一月十日

東京都知事 外 添 要 一

| | | | |
|----------|--------|------------------|--------------|
| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日 |
| 佐藤石油株式会社 | 佐藤 新悟 | 府中市天神町四丁目三十二番地の一 | 平成二十七年八月三十一日 |

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都

条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十一月十日

東京都知事 外 添 要 一

| | | | |
|----------|--------|-----------------|-------------|
| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日 |
| 山崎石油有限公司 | 山崎 祐司 | 日野市多摩平一丁目三番地の十四 | 平成二十七年九月二十日 |

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により田町駅前東口地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十日

東京都知事 外 添 要 一

| | |
|------|---------------|
| 一 氏名 | 渡辺 儀雄 |
| 二 住所 | 港区芝浦三丁目一番二十八号 |

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市野火止三丁目千四
百三十九番二、千四百四十番
三の一部、同番三地先並びに
千四百四十一番三及び千四百
四十二番二の各一部
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

東村山市秋津町三丁目八番四
の一部、同番十及び同番二十
から同番二十二まで
東村山市秋津町三丁目八番
地五
株式会社みついちよう
代表取締役 嶋田 隆

小平市大沼町七丁目二百八十
八番三十七、三百九十一番二、
同番四、同番十四及び四百一
番一
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

小平市上水南町三丁目六百十
番十九及び同番二十九
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

小平市花小金井二丁目七百二
十二番一の一部
新宿区西新宿二丁目六番一
号
株式会社タカラレーベン
代表取締役 島田 和一

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 日本電波塔ビル

二 店舗所在地 港区芝公園四丁目二番八号
三 設置者名 日本電波塔株式会社
四 意見

ア 聴取者 港区長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 平成二十七年十月十四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 平成二十七年十一月十日から同年十二月
十日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) 恵比寿駅前西口開発ビル
二 店舗所在地 渋谷区恵比寿南一丁目六番一ほか
三 設置者名 株式会社アトリウム
四 意見

ア 聴取者 渋谷区長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 平成二十七年十月十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 平成二十七年十一月十日から同年十二月
十日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 西武渋谷店
二 店舗所在地 渋谷区宇田川町二十一番一号ほか
三 設置者名 松竹映画劇場株式会社ほか二名
四 意見

ア 聴取者 渋谷区長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 平成二十七年十月十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 平成二十七年十一月十日から同年十二月
十日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 新橋プレイス
二 店舗所在地 港区新橋一丁目十二番九号
三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社
四 意見

ア 聴取者 港区長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 平成二十七年十月二十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 平成二十七年十一月十日から同年十二月
十日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

| | |
|---------|---|
| 一 店舗名 | 小名木川商業施設 |
| 二 店舗所在地 | 江東区北砂二丁目十六番一号ほか |
| 三 設置者名 | 日本貨物鉄道株式会社 |
| 四 意見 | |
| ア 聴取者 | 江東区長 |
| イ 概要 | 意見なし |
| ウ 収受日 | 平成二十七年十月二十一日 |
| 五 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) |
| 六 縦覧期間 | 平成二十七年十一月十日から同年十二月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 七 縦覧時間 | 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。 |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001